

議案第 号

鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように制定する。

令和2年 月 日提出

鴨川市長 亀田 郁夫

鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員(法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、市民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年鴨川市条例第32号)第16条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による部分休業の承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であって、これらの規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
<u>1</u>	<u>375,000</u>
<u>2</u>	<u>422,000</u>
<u>3</u>	<u>472,000</u>
<u>4</u>	<u>533,000</u>
<u>5</u>	<u>608,000</u>

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の表に定めるとおりとする。

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務

3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号。以下この条において「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条の2まで、第19条第1項及び第2項、第20条並びに第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条及び第3条第1項中「武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とあるのは「武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）」とあるのは、「特定任期付職員」と、同条2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年鴨川市条例第 号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 給与条例第5条の規定は、第3条及び第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

(鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)

第9条 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年鴨川市条例第143号。以下この条において「企業給与条例」という。）第4条から第6条まで及び第15条の規定は、企業職員である特定任期付職員には適用しない。

2 企業職員である特定任期付職員に対する企業給与条例第 11 条の規定の適用については、同条第 1 項中「第 4 条の規定により管理職手当を支給される職員」とあるのは、「特定任期付職員」と、同条 2 項及び第 3 項中「第 4 条に規定する職にある職員が」とあるのは「特定任期付職員が」とする。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

2 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「承認を受けた職員（）の次に「育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。」を加え、「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改め、「内容」の次に「(同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「短時間勤務等の内容」という。）」を加え、同条第 4 項中「育児休業法第 18 条第 1 項」の次に「又は鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年鴨川市条例第 号）第 4 条」を加える。

第 3 条第 1 項中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に、「育児短時間勤務の内容」を「育児短時間勤務等の内容」に改め、同条第 2 項中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に、「育児短時間勤務の内容」を「育児短時間勤務等の内容」に改める。

第 4 条第 2 項中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に、「育児短時間勤務の内容」を「育児短時間勤務等の内容」に改める。

第 8 条第 1 項及び第 2 項中「育児短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条第 2 項中「再任用職員で」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に、「前項」を「前 2 項」に、「同項」を「これら」に改め、「第 2 条第 3 項」の次に「又は第 4 項」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年鴨川市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第 12 条第 2 項第 2 号、第 13 条第 2 項ただし書及び第 14 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第 22 条の 6 中「再任用職員」の次に「及び任期付職員条例第 4 条の規定により採用された職員」を加える。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項の次に次のように加える。

任期付職員	154,900	195,500	227,800	257,500	274,800	294,200	325,600	361,000
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第2中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項の次に次のように加える。

任期付職員	188,300	211,300	276,000
-------	---------	---------	---------

別表第3中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項の次に次のように加える。

任期付職員	307,200	353,900	428,700
-------	---------	---------	---------

別表第4中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項の次に次のように加える。

任期付職員	173,600	194,700	216,100	236,800	265,200
-------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第5中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項の次に次のように加える。

任期付職員	176,700	209,800	233,100	252,300	274,700
-------	---------	---------	---------	---------	---------

(鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年鴨川市条例第143号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び勤勉手当」を「、勤勉手当、特定任期付職員業績手当」に改める。

第3条に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年鴨川市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)の給料額は、任期付職員条例第7条に定めるところによる。

第15条の次に次の1条を加える。

(特定任期付職員業績手当)

第15条の2 特定任期付職員業績手当は、任期付職員条例第7条に定めるところによる。

第22条中「職員」の次に「及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員」を加える。

(鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

5 鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成31年鴨川市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「、」に改め、「受ける職員をいう。以下同じ。)」の次に「及び特定任期付職員(鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年鴨川市条例

第 号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。))を加え、「一般職給与条例等」を「一般職給与条例、任期付職員条例等」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条に次の1項を加える。

- 2 特定任期付職員に係る鴨川市職員の育児休業等に関する条例第22条の規定の適用については、同条中「給与条例第17条第2項」とあるのは、「鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成31年鴨川市条例第5号)第4条第2項の規定により読み替えられた給与条例第17条第2項」とする。

第5条を第6条とし、第4条に次の1項を加える。

- 2 特定任期付職員に係る鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第3項の規定の適用については、同項中「給与条例第17条第2項」とあるのは、「鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成31年鴨川市条例第5号)第4条第2項の規定により読み替えられた給与条例第17条第2項」とする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(任期付職員条例の特例)

第4条 特定任期付職員に対する給料月額(任期付職員条例第7条第1項の給料表に掲げる給料月額をいう。以下この条において同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 2 特定任期付職員に係る一般職給与条例の規定の適用については、一般職給与条例第17条第2項中「給料」とあるのは「給料(鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成31年鴨川市条例第5号)第4条第1項の規定により減ぜられた後の給料をいう。))」と、一般職給与条例第21条第4項及び第5項中「受けるべき給料」とあるのは「受けるべき給料(鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例第4条第1項の規定により減ぜられた後の給料をいう。))」とする。

- 3 特定任期付職員に対する一般職給与条例に基づき支給される給与のうち一般職給与条例第25条第1項から第4項までの規定により支給される給料月額の支給に当たっては、当該給料月額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 一般職給与条例第25条第1項 第1項に定める額

(2) 一般職給与条例第25条第2項又は第3項 第1項に定める額に100分の80を乗じて得た額

(3) 一般職給与条例第25条第4項 第1項に定める額に同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

議案第 号

鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

1 提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定に基づき、鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 趣旨（第 1 条）

職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 特定任期付職員及び一般任期付職員の採用（第 2 条）

ア 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する高度の専門的な知識経験等を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができることとする。（特定任期付職員）

イ 専門的な知識経験を有する者を専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次のいずれかに該当する場合であって、その者を期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができることとする。（一般任期付職員）

(ア) 専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(イ) 専門的な知識経験の性質上、専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(ウ) 専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(エ) 業務が最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 法第 4 条任期付職員の採用（第 3 条）

ア 職員を一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができることとする。

イ 職員をアの業務に係る職に任用する場合において、職員をアの業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができることとする。

(4) 任期付短時間勤務職員の採用（第4条）

ア 短時間勤務職員を3の(3)アの業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとする。

イ 市民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとする。

ウ 職員が次の承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員をその職員の業務に従事させることが業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとする。

(ア) 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年鴨川市条例第32号）の規定による介護休暇の承認

(イ) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定による部分休業の承認

(5) 任期の特例（第5条）

法第6条第2項に規定する特に3年を超える任期を定める必要がある場合として条例で定める場合は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情等により任期を延長することが必要な場合であつて、任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(6) 任期の更新（第6条）

任期を更新する場合には、職員の同意を得なければならないこととする。

(7) 特定任期付職員の給与の特例（第7条）

ア 特定任期付職員の号給、給料月額及び基準となる職務を次のとおりとする。

号給	給料月額（円）	基準となる職務
1	375,000	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務

2	422,000	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務
3	472,000	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
4	533,000	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
5	608,000	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務

- イ 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができることとする。
- (8) 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等（第8条）
- ア 給料表、昇給、給料の調整額、扶養手当、住居手当、管理職手当、初任給調整手当及び勤勉手当に係る鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号）の規定について、特定任期付職員には適用しないこととする。
- イ 特定任期付職員に係る鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用について、次の事項等に係る読替を規定する。
- (ア) 管理職員特別勤務手当を支給する。
- (イ) 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を支給しない。
- (ウ) 期末手当の額を期末手当基礎額に100分の167.5を乗じて得た額とする。
- ウ 昇給に係る鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の規定について、法第4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員には適用しないこととする。
- (9) 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等（第9条）
- ア 管理職手当、扶養手当、住居手当及び勤勉手当に係る鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年鴨川市条例第143号）の規定について、企業職である特定任期付職員には適用しないこととする。
- イ 特定任期付職員に係る鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用について、管理職員特別勤務手当に係る必要な読替を規定する。
- (10) 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年鴨川市条例第32号）の一部改正（附則第2項）
- ア 任期付短時間勤務職員の1週間の勤務時間、週休日、勤務時間の割り振り及び年次有給休暇について定める。
- イ その他条文の整備を行う。
- (11) 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正（附則第3項）

ア 法第4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額を次のとおりとする。ただし、任期付短時間勤務職員の給料月額は、次の額に勤務割合を乗じて得た額とする。

	給料月額（円）							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
行政職	154,900	195,500	227,800	257,500	274,800	294,200	325,600	361,000
教育職	188,300	211,300	276,000					
医療職（一）	307,200	353,900	428,700					
医療職（二）	173,600	194,700	216,100	236,800	265,200			
医療職（三）	176,700	209,800	233,100	252,300	274,700			

イ 任期付短時間勤務職員の通勤手当、特殊勤務手当及び時間外勤務手当について定める。

ウ 任期付短時間勤務職員について、扶養手当及び住居手当を支給しないこととする。

エ その他条文の整備を行う。

(12) 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（附則第4項）

ア 企業職員である任期付短時間勤務職員について、扶養手当及び住居手当を支給しないこととする。

イ その他条文の整備を行う。

(13) 鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成31年鴨川市条例第5号）の一部改正（附則第5項）

ア 一般任期付職員、法第4条任期付職員及び任期付短時間勤務職員について、一般職の職員の現行の給与の特例と同様の給与の特例を適用することとする。

イ 特定任期付職員について、行政職給料表7級及び8級の職員の現行の給与の特例と同様の給与の特例を適用することとする。

ウ その他条文の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

(附則第2項) 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下この条において「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(以下「<u>育児短時間勤務職員</u>」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員</u>については、必要に応じ、当該<u>育児短時間勤務の内容</u>に従いこれらの日に加え</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下この条において「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(<u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。</u>以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容<u>(同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「短時間勤務等の内容」という。)</u>に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>育児休業法第18条第1項又は鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年鴨川市条例第 号)第4条</u>の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等</u>については、必要に応じ、当該<u>育児短時間勤務等の内容</u>に従いこれらの日に</p>

て月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあつては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその機関の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合

加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又はその機関の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1

<p>で当該<u>育児短時間勤務</u>の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、市長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が<u>育児短時間勤務職員</u>である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が<u>育児短時間勤務職員</u>である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>3 略</p>	<p>日以上の割合で当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、市長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が<u>育児短時間勤務職員等</u>である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が<u>育児短時間勤務職員等</u>である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>3 略</p>
--	---

(附則第3項) 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(再任用職員)の給料月額)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(再任用職員等)の給料月額)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年鴨川市条</p>

2 再任用職員で地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第 12 条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

（1）略

（2）前項第 2 号に掲げる職員 別表第 5 の 3 に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、1 月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

（3）略

3 略

（特殊勤務手当）

第 13 条 略

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第

例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前 2 項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項又は第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第 12 条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

（1）略

（2）前項第 2 号に掲げる職員 別表第 5 の 3 に定める額（短時間勤務職員のうち、1 月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

（3）略

3 略

（特殊勤務手当）

第 13 条 略

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第

6に定めるところによる。ただし、同表に規定する月額定めの手当を再任用短時間勤務職員に支給する場合の手当額は、当該手当の額に勤務割合を乗じて得た額とする。

3・4 略

(時間外勤務手当)

第14条 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～6 略

(特定の職員についての適用除外)

第22条の6 第10条から第11条の2まで及び第20条の規定は、再任用職員には適用しない。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料 月額	2級 給料 月額	3級 給料 月額	4級 給料 月額	5級 給料 月額	6級 給料 月額	7級 給料 月額	8級 給料 月額

6に定めるところによる。ただし、同表に規定する月額定めの手当を短時間勤務職員に支給する場合の手当額は、当該手当の額に勤務割合を乗じて得た額とする。

3・4 略

(時間外勤務手当)

第14条 略

2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～6 略

(特定の職員についての適用除外)

第22条の6 第10条から第11条の2まで及び第20条の規定は、再任用職員及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料 月額	2級 給料 月額	3級 給料 月額	4級 給料 月額	5級 給料 月額	6級 給料 月額	7級 給料 月額	8級 給料 月額

再任用職員以外の職員	略
再任用職員	略
(新設)	

備考 略

別表第2 (第4条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	略			
再任用職員	略			
(新設)				

備考 略

別表第3 (第4条関係)

医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	略			

再任用職員及び任期付職員以外の職員	略								
再任用職員	略								
任期付職員		154,900	195,500	227,800	257,500	274,800	294,200	325,600	361,000

備考 略

別表第2 (第4条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員	略			
再任用職員	略			
任期付職員		188,300	211,300	276,000

備考 略

別表第3 (第4条関係)

医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の	略			

再任用職員	略
(新設)	

備考 略

別表第4 (第4条関係)

医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略					
再任用職員	略					
(新設)						

備考 略

別表第5 (第4条関係)

医療職給料表 (三)

職員				
再任用職員	略			
任期付職員		307,200	353,900	428,700

備考 略

別表第4 (第4条関係)

医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	略					
再任用職員	略					
任期付職員		173,600	194,700	216,100	236,800	265,200

備考 略

別表第5 (第4条関係)

医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略						再任用職員及び任期付職員以外の職員	略					
再任用職員	略						再任用職員	略					
(新設)							任期付職員		176,700	209,800	233,100	252,300	274,700
備考 略							備考 略						

(附則第4項) 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当</p>

<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第22条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>及び退職手当とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 前2項の規定にかかわらず、鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年鴨川市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)の給料額は、任期付職員条例第7条に定めるところによる。</u></p> <p><u>(特定任期付職員業績手当)</u></p> <p><u>第15条の2 特定任期付職員業績手当は、任期付職員条例第7条に定めるところによる。</u></p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第22条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>
--	---

(附則第5項) 鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特別職の職員(鴨川市特別職の職員で常勤のもの)の給与等に関する条例(平成17年鴨川市条例第40号。以下「特別職給与条例」という。)第1条に規定する特別職の職員をいう。以下同じ。)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特別職の職員(鴨川市特別職の職員で常勤のもの)の給与等に関する条例(平成17年鴨川市条例第40号。以下「特別職給与条例」という。)第1条に規定する特別職の職員をいう。以下同じ。)</p>

及び一般職の職員（鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号。以下「一般職給与条例」という。）第4条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の給与の支給額を減額するため、特別職給与条例、一般職給与条例等の特例を定めるものとする。

（新設）

一般職の職員（鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号。以下「一般職給与条例」という。）第4条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）及び特定任期付職員（鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年鴨川市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の給与の支給額を減額するため、特別職給与条例、一般職給与条例、任期付職員条例等の特例を定めるものとする。

（任期付職員条例の特例）

第4条 特定任期付職員に対する給料月額（任期付職員条例第7条第1項の給料表に掲げる給料月額をいう。以下この条において同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特定任期付職員に係る一般職給与条例の規定の適用については、一般職給与条例第17条第2項中「給料」とあるのは「給料（鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成31年鴨川市条例第5号）第4条第1項の規定により減ぜられた後の給料をいう。）」と、一般職給与条例第21条第4項及び第5項中「受けるべき給料」とあるのは「受けるべき給料（鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例第4条第1項の規定により減ぜられた後の給料をいう。）」とする。

3 特定任期付職員に対する一般職給与条例に基づき支給される給与のうち一般職給与条例第25条第1項から第4項までの規定により支給される給料月額の支給に当たっては、当該給料月額から、当該職員に適用

(鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例)

第4条 略

(新設)

(鴨川市職員の育児休業等に関する条例の特例)

第5条 略

(新設)

第6条・第7条 略

される次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 一般職給与条例第25条第1項 第1項に定める額

(2) 一般職給与条例第25条第2項又は第3項 第1項に定める額に100分の80を乗じて得た額

(3) 一般職給与条例第25条第4項 第1項に定める額に同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例)

第5条 略

2 特定任期付職員に係る鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第3項の規定の適用については、同項中「給与条例第17条第2項」とあるのは、「鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成31年鴨川市条例第5号）第4条第2項の規定により読み替えられた給与条例第17条第2項」とする。

(鴨川市職員の育児休業等に関する条例の特例)

第6条 略

2 特定任期付職員に係る鴨川市職員の育児休業等に関する条例第22条の規定の適用については、同条中「給与条例第17条第2項」とあるのは、「鴨川市特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成31年鴨川市条例第5号）第4条第2項の規定により読み替えられた給与条例第17条第2項」とする。

第7条・第8条 略

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2～5 略

議案第 号

令和2年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和2年度鴨川市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度鴨川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 事業収益	1,538,553 千円	900 千円	1,539,453 千円
第2項 営業外収益 （債務負担行為）	305,332 千円	900 千円	306,232 千円

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。 （単位 千円）

事項	期間	限度額
量水器交換等業務に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	16,668
電気・通信等施設整備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	4,676
水質検査業務に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	15,876
土砂処理業務に係る委託料	自 令和3年度 至 令和4年度	40,040
薬品等に係る購入費	自 令和3年度 至 令和4年度	52,017

令和2年 月 日提出

鴨川市長 亀田 郁夫

1) 令和2年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的收入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 事業収益			1,538,553	900	1,539,453		
	2 営業外収益		305,332	900	306,232		
		4 他会計補助金	80,000	900	80,900	一般会計補助金	900

2) 令和2年度鴨川市水道事業会計補正(第2号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益(△は純損失)	46,729	900	47,629
減価償却費	470,003	0	470,003
引当金の増減額(△は減少)	△ 232	0	△ 232
長期前受金戻入額	△ 136,363	0	△ 136,363
固定資産除却損	1,059	0	1,059
未収金の増減額(△は増加)	1,378	0	1,378
未払金の増減額(△は減少)	5,448	0	5,448
たな卸資産の増減額(△は増加)	80	0	80
業務活動によるキャッシュ・フロー	388,102	900	389,002
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 475,523	0	△ 475,523
負担金による収入	0	0	0
国庫補助金等による収入	2,299	0	2,299
補助金による収入	0	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 473,224	0	△ 473,224
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	300,000	0	300,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 376,060	0	△ 376,060
出資金による収入	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 76,060	0	△ 76,060
資金減少額	△ 161,182	900	△ 160,282
資金期首残高	1,251,087	147,194	1,398,281
資金期末残高	1,089,905	148,094	1,237,999

議案第 号

令和2年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）

1 提案理由

令和2年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第2号）を調整したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）収益的収入及び支出

収入

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 事業収益		1,538,553	900	1,539,453
	2 営業外収益	305,332	900	306,232

3 補正概要

（1）収益的収入及び支出

（収入） 営業外収益の追加

令和2年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告書

1 工事関係

主要工事等については、以下のとおり実施し、水道水の安定供給に努めました。

○ 老朽管布設替工事他の契約（8本）

- ・ 配水管布設替等

＜加茂川中部地区配水管布設替工事＞ 下線は布設替

- ・ 更新その他

＜貝渚地区舗装本復旧工事、小山水道タンク更新工事、保台浄水場3号取水ポンプ更新工事、保台浄水場非常用発電機点検整備工事、東町浄水場電磁流量計外更新工事、保台浄水場No.1ろ過池制御盤更新工事、二子・小山ポンプ所テレメーター外更新工事＞

2 業務関係について

業務関係については、給水契約数は上半期の9月末現在において、18,427件となり、前年同月と比較して、7件の増加となりました。

また、水道料金は、上半期の9月末現在において、合計557,619,761円となり前年同月と比較して28,966,517円、4.9パーセントの減少となりました。

主な原因として、給水契約件数の増加に伴い、基本料金収入は増加したものの、給水人口の減少及び節水器具等の普及等に加え、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための緊急事態宣言が発令されたことに伴い、業務系でご利用の使用水量が減少し、それに伴い従量料金収入が減少したため、全体として水道料金収入は

減少となりました。

料金の収納状況については、上半期の9月末現在において、調定額 668,834,306 円で前年同月と比較して 22,746,067 円、3.3 パーセントの減少となりました。収納額は、614,543,946 円で前年同月と比較して 60,331,506 円、10.9 パーセントの増加となりました。

上半期合計有収水量は、2,080,960 立方メートルで、前年同月と比較して 95,197 立方メートル、4.4 パーセントの減少となりました。

また、上半期合計給水量は 2,877,843 立方メートルで前年同月と比較して 64,948 立方メートル、2.2 パーセントの減少となりました。

上半期は、前年度と比較して、給水量、有収水量ともに減少しました。有収率は、管末残塩の定期的な確認及び捨て水量の調整並びに漏水探査等による漏水箇所の早期の発見及び修繕を実施するよう努めていますが、前年度と比較して 1.6 ポイント低下しました。

3 経理関係について

経理関係については、上半期の事業収益において、営業収益は 561,094,029 円、営業外収益は、受取利息及び配当金等により 8,916,831 円となり、これらを合わせた事業収益は 570,010,860 円となりました。

また、上半期の事業費において、営業費用は 292,871,355 円、営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費等により 34,909,962 円となり、これらを合わせた事業費は 327,781,317 円となりました。

上半期事業収益合計 570,010,860 円と上半期事業費合計 327,781,317 円との差

引では 242,229,543 円の利益となり、前年同期と比較して 29,224,708 円減少となりました。

下半期の収益的収支の見込みは、収入において、主たる収入となる水道料金は、上半期と同じく有収水量の減少傾向は継続すると予想され、今後も減少する可能性があります。

費用においては、施設の老朽化による修繕費の増加並びに漏水による給水量の増加による動力費、薬品費及び受水費の増加が見込まれ、ますます経営が厳しい状況となることから、今後もより一層効率的な事業運営及び、施設整備費の見直しによる投資的経費の平準化に努めます。

令和2年度 上半期業務状況報告（主要工事等）

	工事名等	工事費等	契約の相手方
1	加茂川中部地区配水管布設替工事	44,500,000	(株) 総建
2	貝渚地区舗装本復旧工事	24,388,000	青木総業(株)
3	小山水道タンク更新工事	27,000,000	(株) イノウエ
4	保台浄水場3号取水ポンプ更新工事	8,600,000	(株) イノウエ
5	保台浄水場非常用発電機点検整備工事	8,120,000	三菱電機プラントエンジニアリング (株) 東日本本部 千葉営業所
6	東町浄水場電磁流量計外更新工事	7,550,000	昱(株) 千葉支店
7	保台浄水場 No.1 ろ過池制御盤更新工事	5,780,000	JFE アクアサービス機器(株)
8	二子・小山ポンプ所テレメーター外更新工事	13,850,000	昱(株) 千葉支店

※金額は税抜き

令和2年度上半期事業の概況

(令和2年4月～令和2年9月末) ※税抜

月	収益 ①			費用 ②			当月差引損益 ①-②		
	令和2年度	令和元年度	比較	令和2年度	令和元年度	比較	令和2年度	令和元年度	比較
4	92,181,625円	95,603,911円	△ 3,422,286円	34,426,836円	31,857,964円	2,568,872円	57,754,789円	63,745,947円	△ 5,991,158円
5	88,237,185円	96,654,441円	△ 8,417,256円	54,525,648円	52,440,356円	2,085,292円	33,711,537円	44,214,085円	△ 10,502,548円
6	88,513,685円	95,803,044円	△ 7,289,359円	48,136,563円	51,285,623円	△ 3,149,060円	40,377,122円	44,517,421円	△ 4,140,299円
7	90,790,552円	92,894,692円	△ 2,104,140円	55,866,944円	45,952,366円	9,914,578円	34,923,608円	46,942,326円	△ 12,018,718円
8	96,955,885円	103,212,560円	△ 6,256,675円	46,900,985円	45,489,493円	1,411,492円	50,054,900円	57,723,067円	△ 7,668,167円
9	113,331,928円	106,756,317円	6,575,611円	87,924,341円	92,444,912円	△ 4,520,571円	25,407,587円	14,311,405円	11,096,182円
合計	570,010,860円	590,924,965円	△ 20,914,105円	327,781,317円	319,470,714円	8,310,603円	242,229,543円	271,454,251円	△ 29,224,708円
		前年度比較	△ 3.5%		前年度比較	2.6%		前年度比較	△ 10.8%

月	給水量			有収水量			有収率		
	令和2年度	令和元年度	比較	令和2年度	令和元年度	比較	令和2年度	令和元年度	比較
4	475,294m ³	475,248m ³	46m ³	338,368m ³	349,553m ³	△ 11,185m ³	71.2%	73.6%	△ 2.4
5	444,488m ³	468,998m ³	△ 24,510m ³	329,851m ³	354,361m ³	△ 24,510m ³	74.2%	75.6%	△ 1.3
6	465,653m ³	475,221m ³	△ 9,568m ³	327,259m ³	352,169m ³	△ 24,910m ³	70.3%	74.1%	△ 3.8
7	461,200m ³	465,988m ³	△ 4,788m ³	335,002m ³	340,314m ³	△ 5,312m ³	72.6%	73.0%	△ 0.4
8	501,908m ³	527,060m ³	△ 25,152m ³	360,313m ³	386,741m ³	△ 26,428m ³	71.8%	73.4%	△ 1.6
9	529,300m ³	530,276m ³	△ 976m ³	390,167m ³	393,019m ³	△ 2,852m ³	73.7%	74.1%	△ 0.4
合計	2,877,843m ³	2,942,791m ³	△ 64,948m ³	2,080,960m ³	2,176,157m ³	△ 95,197m ³	72.3%	73.9%	△ 1.6
		前年度比較	△ 2.2%		前年度比較	△ 4.4%			

月	給水契約数			水道料金 (税抜)		
	令和2年度	令和元年度	比較	令和2年度	令和元年度	比較
4	18,588件	18,573件	15件	91,096,482円	94,540,035円	△ 3,443,553円
5	18,446件	18,449件	△ 3件	87,885,514円	95,105,760円	△ 7,220,246円
6	18,396件	18,422件	△ 26件	87,637,622円	95,492,440円	△ 7,854,818円
7	18,406件	18,405件	1件	90,363,334円	92,358,475円	△ 1,995,141円
8	18,419件	18,431件	△ 12件	96,401,402円	102,885,858円	△ 6,484,456円
9	18,427件	18,420件	7件	104,235,407円	106,203,710円	△ 1,968,303円
合計	-	-	-	557,619,761円	586,586,278円	△ 28,966,517円
		前年度比較	0.0%		前年度比較	△ 4.9%

料金収入の状況 (※税込)

月	調定額			収納額			収納率		
	令和2年度	令和元年度	比較	令和2年度	令和元年度	比較	令和2年度	令和元年度	比較
4	155,456,056円	158,211,142円	△ 2,755,086円	98,068,152円	34,624,501円	63,443,651円	63.1%	21.9%	41.2
5	252,142,332円	260,932,328円	△ 8,789,996円	194,262,129円	217,111,334円	△ 22,849,205円	77.0%	83.2%	△ 6.2
6	348,553,305円	364,088,022円	△ 15,534,717円	292,772,985円	239,650,194円	53,122,791円	84.0%	65.8%	18.2
7	447,955,094円	464,274,984円	△ 16,319,890円	407,246,728円	410,644,861円	△ 3,398,133円	90.9%	88.4%	2.5
8	554,087,752円	576,888,226円	△ 22,800,474円	504,371,341円	529,842,739円	△ 25,471,398円	91.0%	91.8%	△ 0.8
9	668,834,306円	691,580,373円	△ 22,746,067円	614,543,946円	554,212,440円	60,331,506円	91.9%	80.1%	11.8
		前年度比較	△ 3.3%		前年度比較	10.9%			

鴨川市水道事業 貸借対照表及び損益計算書

令和2年9月30日現在(税抜き)

(単位:円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			当 月	累 計	残 高
	累 計	当 月				
11,891,853,228	26,035,335,896	13,015,500	固定資産		14,143,482,668	
11,886,303,657	26,029,786,325	13,015,500	有形固定資産		14,143,482,668	
357,446,420	357,446,420		土地			
2,380,409,343	2,380,409,343		建物			
			建物減価償却累計額		1,350,081,061	1,350,081,061
19,058,913,644	19,058,913,644		構築物			
			構築物減価償却累計額		9,765,830,967	9,765,830,967
4,124,646,885	4,124,646,885		機械及び装置			
			機械及び装置減価償却累計額		3,006,952,235	3,006,952,235
22,294,050	22,294,050		車両運搬具			
			車両運搬具減価償却累計額		8,144,345	8,144,345
14,354,751	14,354,751		工具器具及び備品			
			工具器具及び備品減価償却累計額		12,474,060	12,474,060
71,721,232	71,721,232	13,015,500	建設仮勘定			
5,549,571	5,549,571		無形固定資産			
315,850	315,850		水利権			
4,666,030	4,666,030		ダム使用权			
567,691	567,691		電話加入権			
1,464,675,955	2,827,029,975	237,221,210	流動資産	418,054,516	1,362,354,020	
1,342,752,982	2,036,885,841	112,665,436	現金預金	307,875,234	694,132,859	
1,342,752,982	2,036,885,841	112,665,436	現金	307,875,234	694,132,859	
57,490,868	724,012,029	114,746,554	未収金	110,179,282	666,521,161	
57,490,868	723,957,734	114,746,554	営業未収金	110,179,282	666,466,866	
	54,295		営業外未収金		54,295	
			貸倒引当金		1,700,000	1,700,000
			貸倒引当金		1,700,000	1,700,000
6,095,293	6,095,293		貯蔵品			
3,836,415	3,836,415		原材料			
2,258,878	2,258,878		貯蔵量水器			
34,402,300	34,402,300	4,132,300	前払金			
30,270,000	30,270,000		その他前払金			
4,132,300	4,132,300	4,132,300	前払消費税等			
25,634,512	25,634,512	5,676,920	その他流動資産			
25,634,512	25,634,512	5,676,920	仮払消費税			
			固定負債		2,664,157,957	2,664,157,957
			企業債		2,341,181,727	2,341,181,727
			建設改良費等充当企業債		2,341,181,727	2,341,181,727
			引当金		322,976,230	322,976,230
			修繕引当金		322,976,230	322,976,230
	464,691,610	230,584,231	流動負債	37,358,838	742,897,127	278,205,517
	195,915,401	195,915,401	企業債		394,886,026	198,970,625
	195,915,401	195,915,401	建設改良費等充当企業債		394,886,026	198,970,625
	249,804,884	25,455,499	未払金	24,325,731	260,935,484	11,130,600
	245,513,384	25,455,499	営業未払金	24,325,731	256,643,984	11,130,600
	4,291,500		未払消費税等		4,291,500	
	9,336,260	9,205,360	前受金	1,706,100	19,516,930	10,180,670
	9,336,260	9,205,360	営業前受金	1,706,100	19,516,930	10,180,670
	9,616,608		引当金		9,616,608	
	9,616,608		賞与引当金		9,616,608	
	18,457	7,971	その他流動負債	11,327,007	57,942,079	57,923,622
	18,457	7,971	仮受消費税	11,327,007	56,942,079	56,923,622
			預り金		1,000,000	1,000,000
	3,625,019,425		繰延収益		7,466,254,151	3,841,234,726
			長期前受金		7,466,254,151	7,466,254,151
			長期前受金		7,466,254,151	7,466,254,151
3,625,019,425	3,625,019,425		長期前受金収益化累計額			
3,625,019,425	3,625,019,425		長期前受金収益化累計額			
			資本金	126,491,205	5,870,152,588	5,870,152,588
			自己資本金	126,491,205	5,870,152,588	5,870,152,588
			固有資本金		3,209,606,481	3,209,606,481
			出資金		448,362,429	448,362,429
			組入資本金	126,491,205	2,205,060,268	2,205,060,268
			引継資本金		7,123,410	7,123,410
	314,610,932	314,610,932	剰余金	188,119,727	775,159,784	460,548,852
	314,610,932	314,610,932	利益剰余金	188,119,727	775,159,784	460,548,852
			減債積立金	188,119,727	371,154,031	371,154,031
			利益積立金		183,704	183,704
	188,119,727	188,119,727	当年度未処分利益剰余金		277,330,844	89,211,117
	126,491,205	126,491,205	その他未処分利益剰余金変動額		126,491,205	
13,356,529,183	33,266,687,838	795,431,873	合 計	770,024,286	33,024,458,295	13,114,299,640

	185,565	79,710	事業収益	113,411,638	570,196,425	570,010,860
	185,565	79,710	営業収益	105,016,476	561,279,594	561,094,029
	184,565	79,710	給水収益	104,315,117	557,804,326	557,619,761
	1,000		その他の営業収益	701,359	3,475,268	3,474,268
			営業外収益	8,395,162	8,916,831	8,916,831
			給水申込負担金	8,375,000	8,375,000	8,375,000
			受取利息及び配当金	20,162	70,571	70,571
			雑収益		471,260	471,260
327,781,317	327,781,317	87,924,341	事業費			
292,871,355	292,871,355	53,139,409	営業費用			
3,653,298	3,653,298	497,033	原水費			
207,264,146	207,264,146	38,774,216	浄水費			
44,472,042	44,472,042	8,233,904	配水及び給水費			
296,314	296,314		受託工事費			
37,185,555	37,185,555	5,634,256	総係費			
34,909,962	34,909,962	34,784,932	営業外費用			
34,755,132	34,755,132	34,755,132	支払利息及び企業債取扱諸費			
154,830	154,830	29,800	雑支出			
327,781,317	327,966,882	88,004,051	合 計	113,411,638	570,196,425	570,010,860
13,684,310,500	33,594,654,720	883,435,924	総 合 計	883,435,924	33,594,654,720	13,684,310,500

令和元年度

鴨川市水道事業

決算報告書及び事業報告書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

鴨川市

令和元年度鴨川市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3 項の規定による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 事業収益	円 1,550,678,000	円 619,000	円 0	円 1,551,297,000	円 1,545,437,232	円 △ 5,859,768	
第1項 営業収益	1,245,057,000	0	0	1,245,057,000	1,241,035,013	△ 4,021,987	(うち仮受消費税及び地方消費税100,366,735円)
第2項 営業外収益	305,620,000	619,000	0	306,239,000	304,402,219	△ 1,836,781	(うち仮受消費税及び地方消費税940,509円)
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額	不 用 額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	地方公 営企業 法第24 条第3 項の規 定によ る支出 額	小 計	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額					合 計
第1款 事業費	円 1,509,622,000	円 23,413,000	円 0	円 0	円 0	円 1,533,035,000	円 0	円 1,533,035,000	円 1,323,085,548	円 0	円 209,949,452	
第1項 営業費用	1,373,804,000	20,797,000	0	0	0	1,394,601,000	0	1,394,601,000	1,225,623,367	0	168,977,633	(うち仮払消費税及び地方消費税50,590,347円)
第2項 営業外費用	115,817,000	0	0	0	0	115,817,000	0	115,817,000	94,846,657	0	20,970,343	(うち仮払消費税及び地方消費税13,913円)
第3項 特別損失	1,000	2,616,000	0	0	0	2,617,000	0	2,617,000	2,615,524	0	1,476	(うち仮払消費税及び地方消費税147,630円)
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000	0	0	20,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	継続費通次繰 越額に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	円 340,078,000	円 500,000	円 340,578,000	円 0	円 0	円 340,578,000	円 228,436,674	円 △ 112,141,326
第1項 企業債	279,000,000	0	279,000,000	0	0	279,000,000	183,300,000	△ 95,700,000
第2項 負担金	19,077,000	0	19,077,000	0	0	19,077,000	2,636,674	△ 16,440,326
第3項 出資金	42,000,000	500,000	42,500,000	0	0	42,500,000	42,500,000	0
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費 通次繰 越額	合 計		地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費 通次繰 越額	合 計		
第1款 資本的支出	円 900,773,000	円 9,034,000	円 0	円 909,807,000	円 16,092,000	円 0	円 925,899,000	円 768,633,451	円 113,523,000	円 0	円 113,523,000	円 43,742,549	
第1項 建設改良事業費	504,713,000	9,034,000	0	513,747,000	16,092,000	0	529,839,000	392,688,865	113,523,000	0	113,523,000	23,627,135	(うち仮払消費税 及び地方消費税 34,231,957円)
第2項 企業債償還金	376,060,000	0	0	376,060,000	0	0	376,060,000	375,944,586	0	0	0	115,414	
第3項 予備費	20,000,000	0	0	20,000,000	0	0	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額540,196,777円は、過年度分損益勘定留保資金379,473,615円、減債積立金126,491,205円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,231,957円で補填した。

令和元年度 鴨川市水道事業損益計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,126,751,841		
(2) 受託工事収益	4,007,180		
(3) その他の営業収益	<u>9,909,257</u>	1,140,668,278	
2 営業費用			
(1) 原水費	20,479,537		
(2) 浄水費	483,207,825		
(3) 配水及び給水費	109,630,842		
(4) 受託工事費	3,916,947		
(5) 総係費	108,946,977		
(6) 減価償却費	448,553,573		
(7) 資産減耗費	297,319		
(8) その他の営業費用	<u>0</u>	<u>1,175,033,020</u>	
営業損失			34,364,742
3 営業外収益			
(1) 給水申込負担金	11,379,000		
(2) 受取利息及び配当金	558,177		
(3) 雑収益	1,043,259		
(4) 他会計補助金	80,262,479		
(5) 県補助金	73,906,000		
(6) 長期前受金戻入	<u>136,363,592</u>	303,512,507	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	78,386,069		
(2) 雑支出	<u>174,075</u>	<u>78,560,144</u>	<u>224,952,363</u>
経常利益			190,587,621
5 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	0		
(2) 災害による損失	<u>2,467,894</u>	<u>2,467,894</u>	<u>2,467,894</u>
当年度純利益			188,119,727
前年度繰越利益剰余金			89,211,117
その他未処分利益剰余金変動額			<u>126,491,205</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>403,822,049</u></u>

令和元年度 鴨川市水道事業剰余金計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

	資本金	剰余金											資本合計
		資本剰余金						利益剰余金					
		工事負担金	加入者負担金	開発負担金	その他資本剰余金	受贈財産評価額	資本剰余金合計	減債積立金	利益積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
前年度末残高	5,351,340,148	0	0	0	0	0	0	85,874,331	183,704	0	662,683,530	748,741,565	6,100,081,713
前年度処分額	349,821,235	0	0	0	0	0	0	223,651,178	0	0	△ 573,472,413	△ 349,821,235	0
議会の議決による処分額	349,821,235	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 349,821,235	△ 349,821,235	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本金への組入れ	349,821,235	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 349,821,235	△ 349,821,235	0
条例第4条による処分額	0	0	0	0	0	0	0	223,651,178	0	0	△ 223,651,178	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	223,651,178	0	0	△ 223,651,178	0	0
処分後残高	5,701,161,383	0	0	0	0	0	0	309,525,509	183,704	0	(繰越利益剰余金) 89,211,117	398,920,330	6,100,081,713
当年度変動額	42,500,000	0	0	0	0	0	0	△ 126,491,205	0	0	314,610,932	188,119,727	230,619,727
工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交付金の受入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金の受入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元金償還・合併特例債事業分の繰入れ	42,500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42,500,000
減債積立金からの組入れ	0	0	0	0	0	0	0	△ 126,491,205	0	0	126,491,205	0	0
建設改良積立金からの組入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	188,119,727	188,119,727	188,119,727
当年度末残高	5,743,661,383	0	0	0	0	0	0	183,034,304	183,704	0	(当年度未処分利益剰余金) 403,822,049	587,040,057	6,330,701,440

条例・・・鴨川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年鴨川市条例第144号）

令和元年度 鴨川市水道事業剰余金処分計算書（案）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
	円	円	円
当年度末残高	5,743,661,383	0	403,822,049
議会の議決による処分額	126,491,205	0	△ 126,491,205
建設改良積立金の積立て	0	0	0
資本金への組入れ	126,491,205	0	△ 126,491,205
条例第4条による処分額	0	0	△ 188,119,727
減債積立金の積立て	0	0	△ 188,119,727
処分後残高	5,870,152,588	0	(繰越利益剰余金) 89,211,117

条例・・・鴨川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年鴨川市条例第144号）

令和元年度 鴨川市水道事業キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	(単位 円)
当年度純利益 (△は純損失)	188, 119, 727
減価償却費	448, 553, 573
引当金の増減額 (△は減少)	△ 1, 423, 154
長期前受金戻入額	△ 136, 363, 592
有形固定資産除却損	297, 319
未収金の増減額 (△は増加)	31, 011, 101
未払金の増減額 (△は減少)	△ 105, 021, 926
たな卸資産の増減額 (△は増加)	0
前受金の増減 (△は減少)	895, 840
その他流動資産の増減 (△は増加)	△ 30, 270, 000
その他流動負債の増減 (△は減少)	0
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>395, 798, 888</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 358, 456, 908
負担金による収入	<u>2, 636, 674</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 355, 820, 234</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	183, 300, 000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 375, 944, 586
他会計からの出資による収入	<u>42, 500, 000</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 150, 144, 586</u>
資金増加額	△ 110, 165, 932
資金期首残高	<u>1, 508, 446, 739</u>
資金期末残高	<u>1, 398, 280, 807</u>

令和元年度 鴨川市水道事業貸借対照表
(令和2年3月31日)

(単位 円)

資	産	の	部
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土	地	357,446,420	
ロ 建	物	2,380,409,343	
	減価償却累計額	<u>△ 1,350,081,061</u>	1,030,328,282
ハ 構	築物	19,058,913,644	
	減価償却累計額	<u>△ 9,765,830,967</u>	9,293,082,677
ニ 機	械及び装置	4,124,646,885	
	減価償却累計額	<u>△ 3,006,952,235</u>	1,117,694,650
ホ 車	両運搬具	22,294,050	
	減価償却累計額	<u>△ 8,144,345</u>	14,149,705
ヘ 工	具、器具及び備品	14,354,751	
	減価償却累計額	<u>△ 12,474,060</u>	1,880,691
ト 建	設仮勘定		<u>42,730,726</u>
有形固定資産合計			11,857,313,151
(2) 無形固定資産			
イ ダ	ム使用権	4,666,030	
ロ 水	利権	315,850	
ハ 電	話加入権	<u>567,691</u>	
無形固定資産合計			<u>5,549,571</u>
固定資産合計			11,862,862,722
2 流動資産			
(1) 現	金預金		1,398,280,807
(2) 未	収金	67,317,979	
	貸倒引当金	<u>△ 1,700,000</u>	65,617,979
(3) 貯	蔵品		6,095,293
(4) 前	払金		<u>30,270,000</u>
流動資産合計			<u>1,500,264,079</u>
資産合計			<u>13,363,126,801</u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債
建設改良費等の財源に充てるため
 イの企業債

2,341,181,727

企業債合計

2,341,181,727

(2) 引当金

イ 修繕引当金

322,976,230

ロ 退職給与引当金

0

引当金合計

322,976,230

固定負債合計

2,664,157,957

4 流動負債

(1) 企業債
建設改良費等の財源に充てるため
 イの企業債

394,886,026

企業債合計

394,886,026

(2) 未払金

112,886,614

(3) 前受金

8,643,430

(4) 引当金

イ 賞与引当金

9,616,608

引当金合計

9,616,608

(5) その他流動負債

1,000,000

流動負債合計

527,032,678

5 繰延収益

(1) 長期前受金

7,466,254,151

(2) 収益化累計額

△ 3,625,019,425

繰延収益合計

3,841,234,726

負債合計

7,032,425,361

資 本 の 部

6 資本金

(1) 自己資本金

5,743,661,383

資本金合計

5,743,661,383

7 剰余金

(1) 資本剰余金

0

資本剰余金合計

0

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

183,034,304

ロ 建設改良積立金

0

ハ 利益積立金

183,704

ニ 当年度未処分利益剰余金

403,822,049

利益剰余金合計

587,040,057

剰余金合計

587,040,057

資本合計

6,330,701,440

負債資本合計

13,363,126,801

県内水道の統合・広域化の進捗状況について

(令和2年7月30日から令和2年10月28日まで)

1 用水供給事業者と県営水道の統合について

事務局：千葉県総合企画部水政課

令和2年10月23日 九十九里・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の統合準備会議 第2回南房総地域市町村等調整会議

議題 (1) 九十九里・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の統合協議会準備会議第3回合同部会における協議状況について

(2) 夷隅地域・安房地域における末端給水事業者の統合に向けた協議及び進捗について

2 夷隅・安房地域末端給水事業の統合について

事務局：南房総広域水道企業団

令和2年8月26日 南房総地域水道事業統合・広域化に関する覚書締結

3 安房地域末端給水事業の統合について

幹事：南房総市水道局

令和2年8月27日 令和2年度第4回安房郡市水道事業連絡協議会

議題 (1) 安房郡市水道事業連絡協議会規約の改正について
(2) 末端統合協議会の発足準備について

令和2年9月17日 安房郡市広域市町村圏事務組合への訪問

覚書締結の報告及び統合協議会発足について、統合協議会における検討事項、スケジュールの説明

令和2年9月17日 令和2年度第5回安房郡市水道事業連絡協議会

議題 (1) 業務分野調整項目の協議組織について
(2) 業務分野調整項目の協議方法について

令和2年9月23日 安房郡市広域市町村圏事務組合への訪問

統合協議会における安房広域圏の係りについて、及び統合協議会設置要綱案についての説明